

千 運 総 第 4 6 号  
令 和 8 年 8 月 3 1 日

一般社団法人 千葉県トラック協会  
会長 池田 和彦 殿

関東運輸局 千葉運輸支局長  
加藤 幸生  
(公印省略)

令和8年秋の全国交通安全運動の実施について

標記について、令和8年8月6日付け関総安第34号の4により関東運輸局長から別添のとおり通達があったので、当支局としましては、別紙のとおり実施細目を定め、令和8年秋の全国交通安全運動を推進することといたしました。

貴団体におかれましては、実施細目に基づき、本運動の積極的な推進を図られるとともに、傘下会員に対し周知徹底をお願いいたします。

# 令和8年秋の全国交通安全運動実施細目

(トラック協会用)

【関東運輸局千葉運輸支局】

実施期間:令和8年9月21日(月)～令和8年9月30日(水)

交通事故死ゼロを目指す日:令和8年9月30日(水)

## 1 実施項目

### 1. 自動車運送事業者の交通安全運動の推進

自動車運送事業者に対し、運送事業の運営を適正かつ合理的に行い、運送利用者の安全性及び利便性の向上を図るとともに、他の交通の安全を確保するよう本運動に積極的・効果的に取り組むことを周知徹底すること。

### 2. 事業用自動車等の安全運行の確保

- (1) 自動車運送事業者に対し、運輸安全マネジメントを徹底し、輸送の安全が最優先であるという意識を内部に浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図るとともに、運行管理者の位置付けを明確にし、地位向上を図り輸送の安全に万全を期すること。
- (2) 事業用自動車の安全運行の徹底を図るため、自動車運送事業者、運行管理者及び貨物軽自動車安全管理者に対し、次の事項に重点を置いた取組を推進するよう指導すること。
  - ① 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(平成26年4月18日改訂)に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等を把握し、健康状態に異常が認められた場合には運転者を交替させる等、適切な運行管理を徹底するとともに、乗務中における運行中止の判断目安を作成し、運転者の体調が悪化した場合、即座に運転を中止するよう指導すること。
  - ② 過労運転や睡眠不足による事故を防止するため、これら生理的要因が交通事故を引き起こす恐れがあることを運転者に理解させるとともに、日々の点呼における疲労、睡眠不足の状態の確認や、適切な運行指示書の作成などの運行管理を徹底すること。
  - ③ 乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないよう、また、横断歩道において周囲の状況に応じて一時停止または徐行するなど、歩行者を優先するよう徹底すること。
  - ④ 運転者に対し、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底すること。また、適性診断の結果も活用するなどして、運転者に対し「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導すること。さらに、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図ること。
  - ⑤ 子供、高齢者、障害者等に配慮し、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図ること。

- ⑥ 飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実に行うなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図ること。  
また、「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」(令和6年3月作成)に基づき、運転者の飲酒傾向を把握し、適切に対応すること。
- ⑦ 覚せい剤や危険ドラッグ等薬物の使用防止の指導・啓発を徹底すること。
- ⑧ 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯(上向き)とすれ違い用前照灯(下向き)の小まめな切替えを励行すること。
- ⑨ 車高、視野、死角、内輪差、制動距離等各自動車の構造上の特性を把握したうえで、アンダーミラー等の確認装置を適切に使用し、安全確保を徹底するよう指導すること。
- ⑩ 進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置(後退警報装置、左折警報装置など)を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導すること。
- ⑪ トラックにおいては、追突事故の発生が多いことから、車間距離確保と制限速度遵守、衝突被害軽減ブレーキ等の予防安全装置の運行中作動等、その防止対策を推進すること。また、運転者の疲労状態を把握し、適切な運行管理を徹底するとともに、乗務中は運転に集中するよう指導すること。
- ⑫ 軽トラックにおいては、適性診断の受診及び安全管理者講習の受講等、安全対策を推進すること。
- ⑬ 事業用自動車事故調査委員会の調査報告書に提言されている再発防止策を推進すること。

### 3. 車両の安全対策の啓発

- (1) 自動車運送事業者、整備管理者等に対し、次の事項に重点をおいて、適切に点検整備を実施するよう、啓発に努めること。

- ① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施
- ② 不正改造の禁止
- ③ ヘッドライトの適切な整備・調整

### 4. 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底

次の事項に重点をおいて、全ての座席での正しい方法によるシートベルトの着用の徹底について指導・啓発すること。

- (1) 乗務員に対する適正なシートベルトの着用の徹底を指導すること。

### 5. 事業用自動車の事故等の情報の提供

- (1) 事業用自動車による重大事故の発生状況(事故速報に基づくもの)、事業用自動車に係る各種安全対策等について、ホームページ・SNS等での情報提供やメールマガジン「事業用自動車安全通信」の活用を周知することにより、自動車運送事業関係者等の安全意識の高揚を図ること。

## 6. 広報活動の推進

本年9月30日(水)が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意しつつ、次の広報活動を推進すること。

- (1) 交通安全意識の高揚を図るため、横断幕、ホームページ・SNS、マスメディア等を通じ、本運動の趣旨を周知すること。
- (2) 車両、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、関係者はリボン等を着用し、本運動の趣旨を一般に周知すること。
- (3) 広報誌やポスター掲示等、事業用自動車の運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を通じて、本運動の趣旨及び下記に掲げる広報事項を周知すること。
  - ① 歩行者及び自転車利用者(特に子供と高齢者)の安全に配慮すること
  - ② 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底すること
  - ③ より安全な自動車及び安全装備の普及促進とその正しい使い方の啓発を行うこと
  - ④ 自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性を周知すること
  - ⑤ 飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止を徹底すること
  - ⑥ 「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止を徹底すること
  - ⑦ 不正改造の禁止・不正改造車の排除の徹底及び自動車の点検整備の励行を促進すること
  - ⑧ 「迷惑駐車をしない、させない」を励行すること